

労災レセプト電算処理システム利用規約

(目的及び定義)

- 第1条 本規約は、厚生労働省労働基準局（以下「労働基準局」という。）が運営する労災レセプト電算処理システムを利用する場合に、必要な事項を定めるものです。
- 2 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。
- 一 「労災レセプト電算処理システム」とは、労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災病院、請求事務代行者、労働基準局及び都道府県労働局等を全国規模のネットワーク回線で結び、労災診療費等の情報をオンラインで受け渡す仕組みをいう。
 - 二 「本システム」とは、労災レセプト電算処理システムをいう。
 - 三 「システム利用者」とは、本システムを利用する労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災病院及び請求事務代行者をいう。

(適用)

- 第2条 本規約は、全てのシステム利用者に適用されるものとします。
- 2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項のシステム利用者に適用されるものとします。

(規約の遵守)

- 第3条 システム利用者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読のうえ、本規約に同意して本システムを利用するものとします。
- 2 本システムを利用する場合は、本規約を遵守する必要があります。

(システム利用者の認証)

- 第4条 システム利用者は、本システムの利用に当たり、認証を行うために社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び労働基準局共同のオンライン請求専用認証局が発行する電子証明書及び都道府県労働局が発行するID／パスワードが必要になります。電子証明書の取得に当たって発生する費用は、システム利用者が負担するものとします。
- 2 労働基準局は、前項に掲げる電子証明書及びID／パスワードの確認をもってシステム利用者の認証を行います。
- 3 前項の認証は、労働基準局の定める方法により行います。

(運用制限)

第5条 労働基準局は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、その他理由の如何を問わず、その裁量により、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

2 前項により、システム利用者が労働基準局の定める期日までに請求できない場合は、紙媒体若しくは電子媒体による請求又はシステム復旧後のオンラインによる請求を受け付けます。

(情報到達の責任分界点)

第6条 システム利用者から労働基準局への情報の到達は、労働基準局の電子計算機に備えたファイルへ記録された時点をもって責任を果たしたものとなります。

2 労働基準局からシステム利用者への情報の到達は、システム利用者が備えた記憶装置若しくは電子媒体等へ記録された時点をもって責任を果たしたものとします。

(通信経路の責任分界点)

第7条 労働基準局の責任の範囲は、システム利用者の回線と労働基準局の準備した回線の接続地点から労働基準局までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとしします。

2 システム利用者の責任の範囲は、システム利用者の回線と労働基準局の準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとしします。

(システム利用者の責任)

第8条 システム利用者は、次の各号に掲げる事項に留意して利用しなくてはなりません。

- 一 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があること
- 二 本システムが不正に利用されることのないよう、電子証明書、ID/パスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての機器を適切に管理すること
- 三 システム利用者は、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の該当する事項の規定に準じ、適切にシステムを利用する責任を有すること

(禁止事項)

第9条 システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本システムを労災診療費等の請求に関する目的以外の用途で使用する
- 二 本システムに対し、不正にアクセスを行う
- 三 本システムの管理及び運営を妨害する
- 四 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する
- 五 第4条第1項に掲げる電子証明書及びID/パスワードを第三者に使用させること並びに第三者への貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供すること

(システム利用の拒否)

第10条 労働基準局は、前条に定める行為又は本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者に対して、その判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

(免責事項)

第11条 労働基準局は、次に掲げる事項により生ずるシステム利用者の損害については、その責任を負いません。

- 一 労働基準局の責によらず、第4条第1項に規定する電子証明書又はID/パスワード、その他システム利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことよって生じた損害
- 二 正当な利用者以外の第三者が、第4条第3項に掲げる方法により、労働基準局が認証を行って受け付けた労災診療費等の請求に関する損害
- 三 第5条第1項に掲げる運用制限により生じた損害

(変更)

第12条 労働基準局は、必要があると認めるときは、その裁量により、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更又は新たな条項の追加をすることがあります。

なお、本規約を変更した場合は、変更後の規約を本システムに掲載することとします。

- 2 前項による本規約に規定する条項の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続したときは、システム利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(システムの利用時間)

第13条 システム利用者は、第5条第1項に規定する本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、本システムを利用して労災診療費等の請求に関することを行うことができます。本システムの利用時間及び利用日程については、別途定めるとおりとします。

(知的財産権)

第14条 労働基準局が、システム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及び本システムの操作手順書を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、労働基準局又は当該権利を有する者に帰属します。

2 システム利用者は、本システムの利用に際し、労働基準局がシステム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。

- 一 本規約に従って、本システムを利用するためにのみ使用すること
- 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
- 三 営利目的の有無に関らず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと

(準拠法及び管轄)

第15条 本規約には、日本国法が適用されるものとします。

2 本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成25年7月1日から施行します。

レセプトのオンライン請求に係る利用時間及び利用日程

1 労災保険指定医療機関・労災保険指定薬局・労災病院

- (1) 労災診療費等の請求及び受付前点検
5日～10日 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)
- (2) 受付前点検結果の訂正可能期間
5日～12日 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)
- (3) 確認試験及び導通試験
5日～月末 8:00～21:00
- (4) 増減等査定データ ダウンロード
5日～月末 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)
- (5) 返戻レセプト ダウンロード
5日～月末 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)
- (6) 照会・不備返戻データ ダウンロード
5日～月末 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)
- (7) 振込額決定情報 ダウンロード
5日～月末 8:00～21:00 (8日～10日 8:00～24:00)

※ いずれの日程も、土曜、日曜及び祝日を含みます。

※ 年末年始（12月29日～1月3日）は、システムメンテナンスのため、運用していません。